

SDGsへの活動スタートを応援します

令和3年度

「SDGs市民活動スタートアップ支援事業」

市民団体、学校、NPO法人などが、
他のステークホルダーと連携して取り組む
地域課題の解決につながるSDGs達成への活動について
事業費の一部を補助します。



1 補助の対象となる団体

- (1) SDGsの取組みを推進する市民活動団体、学校などの教育機関、NPO法人等
- (2) 市民活動団体等を代表とした2団体以上が連携したチーム（協議体）

※企業や個人の応募は対象外です。

※ただし企業が市民団体等と連携したチーム（協議体）は対象となります。

2 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内で、10万円を上限額とします。 ※千円未満切り捨て

3 補助の対象となる活動

SDGsの達成に貢献するもので、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 主たる活動が、北九州市内で実施されるもの
- (2) 公益性がある活動で、市・企業・市民活動団体・学校等と連携して取り組むことにより高い成果が期待できるもの
- (3) 継続性のある活動内容であるもの

※ただし、北九州市及び北九州市の外郭団体から補助金の交付を受けている活動、
営利を目的とした活動、宗教的な活動及び政治的な活動は除きます。

活動内容については、解決したい地域課題が明確になっている必要があります。
また、可能な限り「経済・社会・環境」の三側面の達成を意識し、SDGsの複数の
ゴールの達成を目指した取組みとしてください。

募集期間 令和3年5月17日(月) から 6月18日(金)

提出先 企画調整局SDGs推進室(担当:吉田・横山)

北九州市小倉北区内1-1 北九州市役所本庁舎3階

提出方法 事前連絡の上、郵送または持参してください(電話:582-2302)

※内容を審査の上、補助金交付の可否について後日通知します。

補助金の交付対象経費

項 目		内 容
1	賃金	事業を実施するために雇用したアルバイト等の賃金
2	報償費	講師や通訳など外部の専門家に対する謝礼
3	旅費・交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費等
4	委託費	ホームページの作成や会場テントの設営等、事業の一部を他に委託するための費用
5	備品費	単価10万円未満の備品の購入費
6	消耗品・材料費	事業実施に直接必要な事務消耗品、材料、書籍等の購入費等
7	印刷製本費	ポスター、パンフレット等のコピー、印刷代等
8	使用料	会場借上料、車両・機器等の賃借料等
9	役務費	郵便代、宅配便代、保険料、クリーニング代、振込手数料等

※ 補助金の交付対象外経費

- (1) 事務所賃貸料、事務機器のリース料、通信費、高熱水費等団体の経常的な活動に係る経費
- (2) 事業の企画、運営など活動の中心部分の委託に係る経費
- (3) 飲食費
- (4) 机・椅子・事務機器等、事務所用備品の購入経費
- (5) 購入価格が10万円以上の備品の購入経費
- (6) 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- (7) その他市長が適当でないと認める経費